

江監第11号  
令和6年7月25日

江田島市長様  
江田島市議会議長様  
江田島市教育委員会教育長様

江田島市監査委員 三浦和英

江田島市監査委員 濱西金満

定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同法同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

令和 6 年度

定期監査(施設)及び行政監査報告書

江田島市監査委員

## 目 次

第1 監査の種類 .....	1
第2 監査の期間 .....	1
第3 監査の対象 .....	1
第4 監査の着眼点 .....	2
第5 監査の主な実施内容 .....	2
第6 監査の結果 .....	2
1 市民生活部所管施設及び工事	
(1) 市民センター及び支所 .....	3
(2) 沖美市民センター土砂災害対策工事 .....	5
(3) 出張所及び連絡所等 .....	5
(4) 交流プラザ等 .....	6
(5) 江田島コミュニティセンタートイレ改修工事 .....	8
(6) 江田島コミュニティセンターキュービクル取替工事 .....	9
(7) 衛生施設 .....	9
(8) 前処理センターポンプ類整備工事 .....	9
(9) 隣保館 .....	10
2 福祉保健部所管施設及び工事	
(1) 認定こども園 .....	10
(2) 認定こども園きりくし新築工事 .....	11
(3) 児童館 .....	12
(4) 保育施設給食センター .....	12
3 企画部所管工事	
(1) 中町／宇品航路船舶建造工事 .....	13
(2) 切串交流プラザ新築工事 .....	14
(3) 飛渡瀬交流プラザ新築工事 .....	14
4 土木建築部所管施設及び工事	
(1) 市道大原～深江線道路改良工事 .....	15
(2) 鹿川水源地公園ふわふわドーム張替工事 .....	15
5 教育部所管施設及び工事	
(1) 学校教育施設 .....	16
(2) 中町小学校外壁及び屋上防水改修工事 .....	17
(3) 大柿中学校武道場屋上防水改修工事 .....	17
(4) 生涯学習施設 .....	18
第7 まとめ .....	19

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

## 第2 監査の期間

令和6年4月16日(火)から同年7月25日(木)まで

(実査日 令和6年5月10日(金)、14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金))

## 第3 監査の対象

令和5年度における財務事務等の執行について、市内全域の施設及び令和5年度実施工事の中から抽出して監査を行った。また、必要に応じて他年度の事務も対象とした。

監査の対象とした施設及び工事は、次のとおりである。

所管部署名	分 類	施設等名称	実査日	所 管 課
市民生活部	市民センター及び支所	江田島市民センター	14日	江田島市民センター
		能美市民センター	10日	能美市民センター
		沖美市民センター	17日	沖美市民センター
		三高支所	17日	
	令和5年度実施工事	沖美市民センター土砂災害対策工事	17日	江田島市民センター
		切串出張所	15日	
		小用出張所	14日	
		美能出張所	17日	
	交流プラザ等	深江連絡所	10日	市民生活課
		切串交流プラザ	15日	江田島市民センター
		深江交流プラザ	10日	地域支援課
		飛渡瀬交流プラザ	14日	
		江田島コミュニティセンター	14日	江田島市民センター
	令和5年度実施工事	沖美ふれあいセンター	17日	沖美市民センター
		江田島コミュニティセンタートイレ改修工事	14日	江田島市民センター
		江田島コミュニティセンター キュービクル取替工事	14日	
		衛生施設	前処理センター	地域支援課
	令和5年度実施工事	前処理センターポンプ類整備工事	17日	
		隣保館	宮ノ原隣保館	人権推進課
福祉保健部	認定こども園	認定こども園きりくし	15日	子育て支援課
		認定こども園のうみ	17日	

福祉保健部	令和5年度実施工事	認定こども園きりくし新築工事	15日	子育て支援課
	児童館	中町児童館	16日	
	保育施設給食センター	保育施設給食センター	10日	
企画部	令和5年度実施工事	中町／宇品航路船舶建造工事	15日	企画振興課
		切串交流プラザ新築工事	15日	政策推進課
		飛渡瀬交流プラザ新築工事	14日	
土木建築部	令和5年度実施工事	市道大原～深江線道路改良工事	10日	建設課
		鹿川水源地公園ふわふわドーム張替工事	14日	都市整備課
教育部	学校教育施設	江田島小学校	16日	学校教育課
		中町小学校	16日	
		大柿中学校	16日	
	令和5年度実施工事	中町小学校外壁及び屋上防水改修工事	16日	
		大柿中学校武道場屋上防水改修工事	16日	
	生涯学習施設	能美図書館	17日	生涯学習課

#### 第4 監査の着眼点

江田島市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務等の事務の執行及び施設の管理運営が適正に行われているか、監査対象の工事が法令等に従い適正かつ効率的に行われているかを主眼に置いた。

#### 第5 監査の主な実施内容

監査の対象部署から資料の提出を受け、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて書面による調査を実施した。また、各施設を訪問し、現金等の保管・取扱い状況、公印等の管理状況、施設の管理運営状況について、書類審査及び担当職員への聞き取りなどの現地調査を実施した。

なお、監査対象工事については、工事に関する契約書類等の審査を行うとともに、工事施工状況について概要説明を受け、現地確認を実施した。

#### 第6 監査の結果

監査対象とした財務等の事務は適正に執行されており、施設の管理運営状況、工事関係書類及び施工状況についてもおおむね適正であった。

法令等に違反している事項、経済性等の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に対して改善を求めた。

所管ごとの監査の概要は、次のとおりである。

## 1 市民生活部所管施設及び工事

### (1) 市民センター及び支所

行政サービス機能(法第155条第1項に規定する支所の機能をいう。)を備え、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる3か所の市民センターが設置されている。今年度の対象は、江田島市民センター、能美市民センター、沖美市民センターと、三高支所(三高交流プラザ)の4施設を対象とした。

いずれの施設も、行政サービス窓口の業務時間は平日午前8時30分から午後5時15分までで、施設の利用時間は午前9時から午後10時までである。なお、江田島市民センターの貸館業務は別館で行っている。

対象施設内(別館、敷地内施設を含む。)には、それぞれまちづくり協議会事務所が置かれている。

また、いずれの対象施設も、災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設する一時避難所に指定されている。なお、江田島市民センターは敷地内の江田島保健センターが一時避難所に指定されている。

職員の配置状況について、江田島市民センターは、本館にセンター長を含む職員7人と会計年度任用職員3人の10人が配置されている。(別館は、再任用職員と会計年度任用職員の2名が配置されている。)

能美市民センターは、センター長及び再任用職員1人を含む職員4人と会計年度任用職員3人の7人が配置されている。

沖美市民センターは、センター長を含む職員3人と会計年度任用職員1人の4人が配置されている。

三高支所(三高交流プラザ)は、職員2人と会計年度任用職員1人の3人が配置され、支所長は沖美市民センター長が兼務している。館内には江田島市商工会沖美支所事務所が入っている。

### ア 事務の執行について

(ア) 保管している釣銭の残高及び収納金額が、現金と一致しているかどうかについて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行い、問題はなかった。

現金の取扱いについては、レジ及び金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日の翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。

切手等を保管している市民センター・支所では、所属長が残枚数を定期的に確認するなど適正に処理されていた。切手等についても、現金と同様に残高が、現物と一致していることを確認した。

金庫内も整理整頓され良好に管理されていた。

(イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。

(ウ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

(エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

(オ) 契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所、納品された物品を確認した結果、適正に処理されていた。

## イ 施設の管理運営について

(ア) 各施設とも整理整頓に努め、おおむね適正な施設運営がなされていた。

沖美市民センター施設使用料について、年間利用申請の減免要件確認書類の提出を受けて施設使用料を減免していた。毎年年間利用申請をする団体であっても要件を確認して使用料の減免を決定すること。

三高交流プラザ内には図書室があり、利用者が図書を借りる際は、図書室内に置かれている利用者カードに本の題名や借りた日などを記入している。

この利用者カードは個人情報も記載されているので、カードの記載内容や置き場所に配慮するよう要望したところ、後日改善した旨の報告を受けている。

令和5年度の施設の利用状況等について、江田島市民センター別館の年間利用件数は911件、年間利用者数は7,915人であった。

能美市民センターの年間利用件数は1,375件、年間利用者数は15,172人であった。

沖美市民センターの年間利用件数は241件、年間利用者数は2,572人であった。

三高交流プラザの年間利用件数は154件、年間利用者数は1,585人であった。

(イ) 夜間及び休日等の宿日直業務について、これまで江田島市民センター以外は会計年度任用職員により対応していたが、令和6年度から本庁及び各市民センター（大柿を除く）共に江田島市シルバー人材センターに業務委託している。

業務委託契約書及び仕様書に定められた業務内容等は、業務時間の電話応対業務、庁舎点検業務、引継ぎ・日誌作成業務、防災行政無線放送業務、戸籍関係業務等で、これまでの業務内容から大きな変更はない。

宿日直者が実施した業務等は日誌に記し、市民センター長に引き継ぎ決裁を受けることとしている。日誌の様式については、各市民センターそれぞれ従来からのものを使用している。日誌や備付け書類の記載から、定められた業務の履行を確実に確認することが肝要である。

業務マニュアル等の整備については、総務課から本庁用に作成した宿日直者の職務についてのマニュアルを各市民センターに示しており、沖美市民センターではそれに準じたものを整備していた。

能美市民センターでは、そのマニュアルに加えて、全般的な宿直及び日直者の職務について、1日の流れを示したマニュアルを作成していた。庁舎の玄関及び各通用口の施錠・開錠、施設巡回等について標準的な時間を作成などセンターの実情に応じておりマニュアルに工夫がみられた。

能美市民センターでは、夜間や休日の施設利用が多々あり、施設利用状況に応じて出入口の開錠を行うなど適正に管理されている。また、日誌にも庁舎各出入口の施錠・開錠時間や建物内の巡回状況を詳しく記載している。

江田島市民センターでも業務マニュアルを実情に即した形にして整備されたい。

なお、戸籍に関する業務マニュアル、防災行政無線放送業務等のマニュアル、緊急連絡先一覧表等は、各市民センター共に備え付けている。

また、三高交流プラザには宿日直は置いていない。なお、夜間や休日の施設利用があるときは、事前に鍵を貸出し後日鍵の返却を受けている。

## (2) 沖美市民センター土砂災害対策工事

この工事の目的は、一部が土砂災害特別警戒区域にかかっている沖美市民センターに防護壁を設置することにより、土砂災害の場合も避難所とすることである。

工事は、令和5年8月から開始し令和6年1月に完成しており、この間、追加工事等による工事費の増額、及び敷地内にあったNTTの柱移転に時間を見たこと等による工期の延長が行われている。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。この工事により、沖美市民センターは、令和6年4月1日から土砂災害の一時避難所に指定され全ての災害の避難所となり、いざという時の地域住民の安全安心につながっている。

また、同時に敷地内の沖体育館も土砂災害の拠点避難所に指定されている。

## (3) 出張所及び連絡所等

市民の身近な行政窓口として、出張所及び連絡所（法第155条第1項の規定に基づくもの。）が10か所設置されている。また、市民の利便性の向上を図るために市民サービスセンターが設置されている。

今年度の対象は、切串出張所、小用出張所、美能出張所、深江連絡所の4施設とした。

切串出張所は、公共施設再編整備事業により令和6年4月1日供用開始された切串交流プラザ内に設置されている（昨年度末までは切串公民館内に設置されていた。）。業務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、会計年度任用職員が2人配置されている。会計年度任用職員はシフト制で勤務しており、切串交流プラザ業務も行っている。

小用出張所は、江田島コミュニティセンター内に設置されている。業務時間は、午前8時30分から午後4時まで、会計年度任用職員は、出張所とコミュニティセンターに1人ずつ配置されている。出張所の会計年度任用職員は、業務開始から12時30分までの勤務で、コミュニティセンターの会計年度任用職員は、午前9時から午後4時までの勤務となっている。12時30分以降の出張所業務は、コミュニティセンターの会計年度任用職員が兼務している。

美能出張所は、沖美ふれあいセンター内に設置されている。業務時間は、午前

8時30分から午後5時15分まで会計年度任用職員が2人配置されている。会計年度任用職員はシフト制で勤務しており、沖美ふれあいセンター業務も行っている。また、沖美市民センター管内の事業運営員又は事務員を併任している。

深江連絡所は、深江消防屯所との複合施設である。また、敷地内には深江交流プラザがある。業務時間は午前8時30分から12時30分まで、会計年度任用職員2人が交代で勤務しており、実質1人の配置となっている。

#### ア 事務の執行について

(ア) 保管している釣銭の残高及び収納金額が、現金と一致しているかどうかについて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行い、問題はなかった。

現金の取扱いについては、金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。

(イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。

(ウ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

(エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

#### イ 施設の管理運営について

事務室内は、整理整頓され良好に管理されていた。

小用出張所の事務室内に郵便局の窓口もあり、事務室の警備保障会社によるセキュリティ対策は郵便局の経費で行っていた。

#### (4) 交流プラザ等

旧小学校区単位に市民センターの集会機能を補完する施設として、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる11か所の交流プラザが設置されている。

また、市民センターのうち、行政サービス機能を有しない、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点施設となる大柿市民センターや、地域活動及び生涯学習の拠点となる施設として2か所の集会所、ほかに江田島コミュニティセンター、沖美ふれあいセンターなどが設置されている。

今年度の対象は、切串交流プラザ、深江交流プラザ、飛渡瀬交流プラザ、江田島コミュニティセンター、沖美ふれあいセンターの5施設とした。

施設の利用時間は原則として、各交流プラザは午前9時から午後10時まで、江田島コミュニティセンターは午前8時から午後11時までである。沖美ふれあいセンターは、開館時間を午前9時から午後5時までとし休館日も定めているが、利用時間に定めはなく柔軟に対応している。

各交流プラザと江田島コミュニティセンターには、それぞれまちづくり協議会事務所が置かれている。

また、いずれの対象施設も災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設する一時避難所に指定されている。

切串交流プラザは、公共施設再編整備事業により、寄付受納した旧山崎病院跡地に新築され、令和6年4月1日に供用開始されている。

2階建ての複合施設で、1階が交流プラザと切串出張所、2階が認定こども園きりくしなどとなっている。

交流プラザ業務は、施設内にある切串出張所の会計年度任用職員が業務時間の5時15分まで行っている。業務時間外の利用については、暗証番号管理している鍵ボックス内の鍵を使用している。

施設の利用状況について、供用開始月の令和6年4月の利用件数は54件、利用者数は602人であった。

深江交流プラザは、施設内に業務を行う職員等のいない施設で、施設の管理運営は地域支援課が所管し利用許可などを行っている。また、敷地内にある深江連絡所でも、業務時間の12時30分まで交流プラザの利用許可申請書の受付や鍵の受渡し等を行っている。

施設を利用する場合、定期利用団体は合鍵を使用している。その他の利用者は地域支援課で鍵を借り受け返却している。

施設の利用状況について、令和5年度の年間利用件数は107件、年間利用者数は1,465人であった。

飛渡瀬交流プラザは、公共施設再編整備事業により、旧飛渡瀬小学校を解体した跡地に建設された新築平屋建てで、令和5年10月1日に供用開始されている。

施設内に交流プラザ業務を行う職員等のいない施設であり、併設の体育館とともに、施設の管理運営は地域支援課が所管し利用許可などを行っている。なお、体育館は拠点避難所に指定されている。

施設を利用する場合は、暗証番号管理している鍵ボックス内の鍵を使用している。

施設の利用状況について、令和5年度は供用開始月の令和5年10月から年度末までの6か月間で、利用件数は182件、利用者数は2,023人であった。

江田島コミュニティセンターは、施設内に小用出張所があり、出張所とコミュニティセンターに1人ずつ会計年度任用職員が配置されている。コミュニティセンターの会計年度任用職員は、午前9時から午後4時までの勤務となっている。業務時間外に施設を利用する場合、定期利用団体は暗証番号管理している鍵ボックス内の鍵を使用し、その他の利用者は江田島市民センターで鍵を借り受け返却している。夜間休日は宿日直者が対応している。

施設の利用状況について、令和5年度の年間利用件数は552件、年間利用者数は6,081人であった。

沖美ふれあいセンターは、施設内に美能出張所があり、会計年度任用職員が2人配置されている。会計年度任用職員はシフト制で午前8時30分から午後5時15分までの勤務となっている。

ふれあいセンターの開館時間は、平日の午前9時から午後5時まで、業務は、施設内にある美能出張所の会計年度任用職員が行っている。業務時間外の利用については、鍵管理人が対応している。

施設の利用状況について、令和5年度の年間利用件数は145件、年間利用者数は3,350人であった。

#### ア 事務の執行について

(ア) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

- (イ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。
- (ウ) 切串交流プラザ及び江田島コミュニティセンターで収納した施設使用料は、各出張所で当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。現金及び領収印は、金庫で適正に管理・保管されていた。
- 深江交流プラザ及び飛渡瀬交流プラザは無人の施設であり、使用料の取り扱いはない。
- 沖美ふれあいセンターで収納した施設使用料は、出張所で当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。現金及び領収印は、金庫で適正に管理・保管されていた。
- (エ) 施設使用料を減免している団体等については、年齢が確認できる一覧表の提出を受けるなど減免に関する要綱に従って適正に処理されていた。施設利用申請書等についても、適切に整理・保管されていた。

#### イ 施設の管理運営について

- (ア) 各施設とも整理整頓に努め、おおむね適正な施設運営がなされていた。
- (イ) 切串交流プラザ、江田島コミュニティセンター及び沖美ふれあいセンターでは、使用していない部屋は基本的に施錠し、安全管理に努めていた。
- (ウ) 深江交流プラザ及び飛渡瀬交流プラザは無人の施設であり、合鍵・鍵の貸し出しや鍵ボックスを利用し、基本的に利用者が入口の鍵のみを使用しており、各部屋の施錠はしていない。
- (エ) 切串交流プラザについては、トイレ個室のサニタリーボックスが置かれていなかつたため、設置するよう指導した。
- (オ) 沖美ふれあいセンターについては、敷地内の雑草が目立つので、定期的に草刈りをされたい。

### (5) 江田島コミュニティセンタートイレ改修工事

この工事の目的は、江田島コミュニティセンターのトイレを洋式化して、利用者や災害時の避難者等の利便性を図ることである。

工事は、令和5年10月から開始し、令和6年2月に完成しており、この間、追加工事等により工事費の増額が行われている。

#### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

#### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。以前の監査において、トイレの洋式化が進んでいない施設について言及していたところ、今回、江田島コミュニティセンター全館のトイレが洋式化され、利用者や災害時の避難者等が、トイレを不便なく楽に快適に利用できるようになっている。

## (6) 江田島コミュニティセンターキュービクル取替工事

この工事は、江田島コミュニティセンターの高圧受電設備の更新である。

工事は、令和5年7月から開始し、令和5年12月に完成している。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

## (7) 衛生施設

市内には、し尿処理施設である前処理センター、ごみ処理施設であるリレーセンター、不燃・粗大・資源ごみ処理施設である環境センターが設置されている。

今年度の対象は、能美町鹿川にある前処理センターとした。

この施設は、平成26年6月に建設された汚水処理施設で、受入れたし尿等は、直接脱水処理後、汚泥はリレーセンターへ搬出し、ろ液は鹿川浄水場から取水した水で希釈して下水道管に放流し、最終的に大柿浄化センターで処理されている。施設内の臭気は、生物脱臭と活性炭吸着脱臭の処理を行って無害化し、大気に開放することで公害防止にも配慮した施設となっている。

施設の運用は、令和3年度までは直営で、令和4年度からは運転業務を委託している。

令和5年度し尿投入手数料の実績は、8,970,570円であった。

### ア 事務の執行について

(ア) し尿投入手数料は、月単位で集計し、各事業者が金融機関で納付するため現金の取扱いはない。

(イ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

### イ 施設の管理・運営について

前処理センターの運転は、業者に業務委託しており、契約書等の関係書類は、適正に処理されていた。

施設では、職員3名が、搬入確認、脱水作業、点検清掃などの業務に当たり、円滑に運営されている。

施設の大型機械の操作等は、細心の注意を払い、安全に業務運営されている。

今後も、安全管理に十分配慮し、施設設備の保守点検・運転等に努められたい。

安全管理等については、施設職員が契約書に記載されている「江田島市前処理センター安全衛生マニュアル」を遵守し、安全対策に努めるとともに、警備保障会社に業務委託して防犯対策を行っている。

また、施設内は、整理整頓され、敷地内も除草等を業務委託しており、雑草やごみの散乱はなく良好に管理されていた。

## (8) 前処理センターポンプ類整備工事

センター内にある、破碎ポンプ、汚泥供給ポンプ、放流ポンプ、ろ液移送ポンプの分解整備工事を行っている。各ポンプは、それぞれ2台ずつあり、1台ずつ整備し、施設の稼働に支障をきたさないようにしている。

関係書類を確認した結果、適正に実施されていた。

今後の施設の維持管理、更新等については、「江田島市環境施設等長寿命化計画(個別施設計画)」に基づいて行うこととなっている。

#### (9) 隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、4か所の隣保館が設置されている。

今年度の対象は、宮ノ原隣保館とした。

この施設は、宮ノ原交流プラザ内にあり、館長と専任指導員が各1人で、相談事業や広報・啓発活動などに取り組んでおり、施設の管理も行っている。職員は、全員会計年度任用職員である。

##### ア 事務の執行について

- (ア) 宮ノ原隣保館については、隣保館事業での施設利用のため、使用料徴収の実績はない。
- (イ) 館長が不在で書類の在処が不明なものがあったため、後日提出するよう指導した。館長の不在を補うため、人権推進課職員が交代で隣保館に勤務している。

##### イ 施設の管理運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 休日や夜間に施設を利用する場合、鍵管理委託で対応していたが、4月1日から鍵ボックスでの管理となっている。

## 2 福祉保健部所管施設及び工事

### (1) 認定こども園

本市では、小学校就学前の子どもに対し、一貫した保育及び幼児教育を実施するため、5か所の認定こども園が設置されている。

今年度の対象は、認定こども園きりくしと認定こども園のうみの2施設とした。園の職員数と園児数は、次のとおりである。

職員数(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

名 称	園 長	保育士 (再任用を含む)	会計年度任用職員	合 計
認定こども園きりくし	1	5	1	7
認定こども園のうみ	1	9	10	20

※勤務は、早番・平常・遅番の交替制

園児数(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

名 称	3歳未満	年 少	年 中	年 長	合 計
認定こども園きりくし (定員40)	10	4	6	7	27

認定こども園のうみ (定員120)	30	20	20	27	97
----------------------	----	----	----	----	----

#### ア 事務の執行について

- (ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。軽微な誤りは口頭で注意した。
- (ウ) 各関係諸帳簿は、適正に整理・保管されており、備品台帳に令和5年度購入した備品が登録されていることを確認した。

#### イ 施設の管理運営について

- (ア) 施設内及び園庭は、整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 安全管理・防犯対策等について、認定こども園きりくしは、2階の室内入口の開閉鍵が扉下側に1か所のみ設置されており、児童が開錠し入口から出る可能性がある。安全確保の観点から、開閉錠の位置等の検討を要する。また、園庭へのスロープに続く2階入口には段差があるので解消を望む。

認定こども園のうみは、防犯カメラが作動していなかったので改善のこと。なお、入口の鍵は高い位置にもついており、登園降園の時間帯以外は、園の出入り口を二重に施錠することにより園児の安全を確保している。

両園とも防犯カメラが設置されており、出入り口の監視を強化することで、不審者が侵入しにくい環境を整えている。しかしながら、モニター機能のない防犯カメラを設置しているため、記録媒体に保存された撮影画像をチェックするなど、正常に作動しているかを定期的に確認する必要がある。

#### (2) 認定こども園きりくし新築工事

この工事は、子ども・子育て支援事業計画に係る保育施設の再編整備に基づき、実施したものである。

この施設は、きりくし交流プラザとの複合施設であり、寄付受納した旧山崎病院跡地に新築している。

工事は、令和4年12月から開始し、令和6年2月に完成している。

設計から工事まで事務手続きは、一括して公共施設再編整備事業の所管課である政策推進課が行っているため、関係書類の確認については、後述の切串交流プラザ新築工事の中に記載する。

#### ア 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。1階の交流プラザを通り2階の認定こども園きりくしへ入ると、園庭へはスロープを下りて直接行くこともできる。また、併設の交流プラザの大研修室を発表会等に利用するとのことで、今後有効利用が図られる。公共施設を複合化したことにより、交流プラザ利用者など地域住民との日常的な交流が生まれることも期待できる。

こども園移転前に比べ、進入路の幅員が広く、駐車場が十分確保されているため、通園の送迎について格段に利便性が増している。

### (3) 児童館

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、2か所の児童館が設置されている。

今年度の対象は、中町児童館とした。

中町児童館は、館内で放課後児童クラブを実施しており、中町児童クラブの会計年度任用職員4人が、児童厚生員を併任している。令和5年度の主催イベント数は43件、利用者数は自由来館者数も含めて781人であった。

#### ア 事務の執行について

- (ア) 出勤簿・休暇簿等は、適正に処理されていた。
- (イ) 施設使用申請書等は、おおむね適正に整理・保管され、備品管理についても、良好であった。使用料の徴収等については、子育て支援課が一括管理しているため、現金の取扱いはない。

#### イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓され、敷地内も雑草やごみなどはなく大変良好に管理されている。
- (イ) 季節に合わせたものづくりなどの行事を行い、親子のふれあいの場・親同士の交流の場を提供して、利用率の向上に努めている。また、外部講師によるリトミック教室等も開催されている。

### (4) 保育施設給食センター

本市では、子どもの成長に応じたきめ細かな給食を提供するため、その調理業務を一括処理する施設として、保育施設専用の給食センターを設置している。

この施設は、再任用職員1人を含む職員2人、会計年度任用職員13人の15人で、給食運搬業務については、業者に委託している。

1日の供給数は約420食で、運搬車2台が5園のこども園に配達している。

#### ア 事務の執行について

- (ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されており、備品管理についても良好であった。軽微な事項については指導し、改善の報告を受けている。

#### イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は整理整頓され、機器類の保守・点検等も定期的に行われており、良好に管理されていた。
- (イ) 衛生管理については、体温測定、体調管理、手指消毒、エプロン・手袋の着用や検便等を実施し、感染症対策には細心の注意を払っている。

今後も衛生管理を徹底し、安全・安心・おいしい給食の提供を目指していただきたい。

## 3 企画部所管工事

## (1) 中町／宇品航路船舶建造工事

この工事は、市民の海上交通を確保することを目的として、市所有船3隻の内1隻を更新したものである。

工事は、令和3年12月に開始し、令和5年4月に完成している。この間、請負元での新型コロナウイルス感染症関連で工程に遅れが生じ、工期の延長が行われている。

また、この工事は、公益財団法人から海上交通バリアフリー施設整備助成金の交付を受けている。

令和5年4月4日に進水式が行われ、同年5月13日に運航を開始している。

新造船は、公募により「瀬戸ブルー」と命名された。

なお、ニューキューブルは、瀬戸ブルーの就航後令和5年9月に売却された。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事請負仮契約書、工事請負契約の締結についての議決書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。工事施行伺いはなかった。軽微な誤りは口頭で指導した。

この契約は、公募型プロポーザル方式による随意契約である。

令和3年6月に江田島市プロポーザル方式実施要綱(以下「実施要綱」という。)によるプロポーザル方式受託者特定審査委員会(以下「審査委員会」という。)が設置されている。審査委員会の委員は、実施要綱に定めた内部の委員が一部充てられていなかった。学識経験者等の特別委員は2人以上含まれていた。

審査委員会の意見を踏まえて、同年7月に中町／宇品航路船舶建造委託業務に係る公募型プロポーザル募集要項を定め、公募期間を経て、同年9月にプレゼンテーション審査、同月審査委員会で審議し契約候補者を決定している。

### イ 所見等

新造船は就航中のため、現地検査は実施しなかったが、担当者から丁寧な概要説明を受けた。双胴船で航行時の抵抗を抑制する構造となっており、客室の揺れと共に、航走波も抑えられるため、漁業関係者等から寄せられる苦情はないとのことであった。また、高齢者、障害者等の移動等を円滑にするため、トイレ、客室通路、乗船用タラップ等がバリアフリー対応となっており、乗客の利便性が増し、移動に不安がある場合に、少しでも安心して乗船できるように配慮されている。

瀬戸ブルーの旅客定員は150人で、更新するニューキューブルと比較すると定員減となっているが、これは運航実績によるもので、通勤通学時間帯の運航においても乗船者数以上の座席の確保ができているとのことであった。

現在、2隻目の市有船舶更新に向けて事務が進められている。令和6年5月にはスーパーキューブルの売却の入札を執行しており、中町／宇品航路は市有船2隻体制となる。交通船事業は、平成27年10月に市営から指定管理者制度による公設民営に移行している。

## (2) 切串交流プラザ新築工事

切串交流プラザは、公共施設のあり方に関する基本方針に基づき、切串公民館（切串出張所を含む。）と認定こども園きりくしを再編し、新たな地域拠点となる複合施設として、寄付受納した旧山崎病院跡地に新築したものである。

2階建ての複合施設で、1階が交流プラザと切串出張所、2階が認定こども園きりくしとなっている。

設計から工事まで事務手続きは、認定こども園きりくし新築工事と一括して公共施設再編整備事業の所管課である政策推進課が行っている。

工事は、令和4年12月から開始し、令和6年2月に完成しており、この間、追加工事等により工事費が増額した。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、適正に処理されていることを確認した。

### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。令和6年4月の供用開始以降、まちづくり、地域活動、生涯学習の拠点として、市民に利用されており、また、認定こども園の存在も施設全体に活力を与えているように感じた。今後とも多くの人や団体が、この施設を気軽に利用し、交流を深めていただきたい。

## (3) 飛渡瀬交流プラザ新築工事

飛渡瀬交流プラザは、公共施設のあり方に関する基本方針に基づき、旧飛渡瀬小学校、飛渡瀬老人集会所、内海集会所、大盤集会所を再編し、避難所となる飛渡瀬体育館と連携した地域拠点施設として、旧飛渡瀬小学校校舎の跡地に新築した平屋建ての施設である。

工事は、令和4年9月から開始し、令和5年8月に完成しており、この間、追加工事等により工事費が増額した。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、適正に処理されていることを確認した。

### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。令和5年10月の供用開始以降、まちづくり、地域活動、生涯学習の拠点として、市民に利用されている。今後とも多くの人や団体が、この施設を気軽に利用し、地域のイベント等にも活用し交流を深めて、施設を有効活用していただきたい。

## 4 土木建築部所管施設及び工事

## (1) 市道大原～深江線道路改良工事

この工事の目的は、国道487号線につながる重要な生活道路であるこの路線が良好な排水状況でないため、道路側溝を設置し併せて道路拡幅を行い、車両と歩行者の円滑な通行を確保することである（延長 L = 247.5 メートル、道路側溝工 L = 167 メートル）。

工事の全体計画は、令和3年度から5年度までの3か年である。

令和5年度工事は、令和5年8月から開始し、令和6年2月に完成しており、この間、旧護岸の解体等追加工事による工事費の増額、及び並行して施工された県工事の遅れによる工期の延長が行われている。

また、この工事は、広島県石油貯蔵施設立地対策等補助金の交付対象事業となっている。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

### イ 所見等

完成した道路の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い令和5年度の工事が完了していることを確認した。道路側溝の設置と道路が拡幅したことによって、道路の排水状況の改善と共に車両の円滑な通行や歩行者の安全を確保することができている。また、同時に行われた県の緑地舗装工事により駐車場が整備されており、一帯の環境がさらに良くなっている。県と相互に工程調整等を行い効率的な施工となっている。

## (2) 鹿川水源地公園ふわふわドーム張替工事

この工事は、部分補修をしながら使用していたふわふわドームの膜の状態が悪化したため、既存の設備は残して、内膜と外膜の全面張替を行ったものである。

工事は、令和5年7月から開始し、同年11月に完成している。

また、この工事の契約については、ふわふわドームは全国で1業者のみが製造していることから、競争入札に付すべき性質でないと判断し随意契約となっている。

### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

### イ 所見等

完成した設備の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

鹿川水源地公園内にあるふわふわドームは、自然の中で遊べる大型トランポリンで、年間を通じて多くの子どもや大人に利用されている。令和5年度の利用者数は3,202人であった。周囲の公園内もきれいに管理されている。

## 5 教育部所管施設

### (1) 学校教育施設

本市では、小学校6校、中学校4校の計10校の市立学校が設置されている。

本年度の対象は、江田島小学校、中町小学校、大柿中学校の3校とした。

各学校が作成している学校要覧等によって、校長等から学校の概要・教育目標等の説明を受けた。

#### ア 事務の執行について

(ア) 現金管理について、児童・生徒が持参した諸費等は、各学年の通帳に入金しており、長期間金庫で保管することなく適正に処理されていた。

通帳、印鑑は、金庫等でそれぞれ適正に管理されていたが、中町小学校と江田島小学校で、複数の個人の印鑑を金庫で保管していた。使用目的が不明であって必要ないものは返還処分されたい。

(イ) 公印の管理、切手等の保管やその他関係書類等について、各学校ともおおむね適正に処理・整備されていた。切手等については、残高と現物が一致しているかどうかについて、実際に数えて確認を行ったところ、おおむね問題はなかったが、軽微な誤りについては口頭で改善を求めた。

(ウ) 備品管理について、令和5年度に新規購入した備品は、備品台帳に記載されていることを確認した。

#### イ 施設の管理運営について

各学校の安全管理・防犯対策等は、児童・生徒登校後の閉門、防犯カメラの設置、教職員の目視による定期的な安全点検等、適切な対応が行われている。

ただし、防犯カメラについては、大柿中学校体育館のカメラの故障や、中町小学校で玄関前のカメラの向きが入口を向いていなかった。江田島小学校では防犯カメラの記録媒体を確認していたが、他校では当分の間作動確認が行われていないものが見受けられた。定期的な作動確認をして防犯カメラが常に正常に作動するようにされたい。

##### (ア) 江田島小学校

校舎は、平成21年度に建築されている。

学級及び児童数については、各学年は1クラス、特別支援学級は2クラスの計8クラスで、全校生徒は200人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正保管されていることを確認した。

また、令和5年度購入備品について、現物を確認した。

##### (イ) 中町小学校

校舎は、昭和52年度に建築され、平成15年度には耐震補強と大規模改修が実施されている。

学級及び児童数については、各学年は1クラス、特別支援学級は2クラスの計8クラスで、全校児童は113人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正保管されていることを確認した。

また、令和5年度購入備品について、現物を確認した。

#### (ウ) 大柿中学校

校舎は、昭和49年度と昭和51年度に建築され、北校舎は平成8年に、南校舎は平成22年に、それぞれ耐震を含む大規模改修が実施されている。

学級及び児童数については、各学年は1クラス、特別支援学級は2クラスの計5クラスで、全校生徒は73人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視した。特に教材薬品を保管している部屋及び薬品保管庫は、厳重に施錠されていたものの、薬品現物と薬品台帳の数量不一致、薬品保管庫の薬品表示場所に他薬品混在、薬品のラベル表示腐食等が認められたため、改善を指導した。後日、指導事項の改善及び整理整頓を行った旨の報告を受けている。

#### ウ 不登校・いじめ等について

令和5年度において、数件の事例があり、学校・保護者・教育委員会が、連携して対応しているとの報告を受けた。

大柿中学校では、不登校SSR（スペシャルサポートルーム）が設置されており、学校に登校しにくくなっている生徒の学習サポートや居場所づくりを主な目標として取組を行っている。SSRは、担当教員が中心となって支援を行っており、利用する生徒にとって安全かつ安心して過ごせる環境となっている。

#### (2) 中町小学校外壁及び屋上防水改修工事

この工事は、中町小学校の施設の劣化により、外壁の吹付等更新と屋上防水改修を行ったものである。

工事は、令和5年7月に開始し、同年12月に完成しており、この間、塗装箇所の増があったものの数量の二重計上による減により工事費は減額となった。

#### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、適正に処理されていることを確認した。

#### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い、完了を確認した。

#### (3) 大柿中学校武道場屋上防水改修工事

この工事は、大柿中学校武道場屋上防水シートの劣化により、防水改修を行ったものである。

工事は、令和5年9月に開始し、同年12月に完成しており、この間、渡り廊下の屋根の塗装取止めにより工事費は減額となった。

#### ア 関係書類の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、適正に処理されていること

を確認した。

#### イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い、完了を確認した。

### (4) 生涯学習施設

#### ア 能美図書館

本市では、江田島図書館、能美図書館及び大柿図書室に、職員が常駐している。

今年度の対象は、能美図書館とした。開館時間は、午前9時30分から午後7時までで、毎週木曜日が休館となっている。

能美図書館は、再任用職員の館長と会計年度任用職員3人（うち図書館司書2人）が配置され、早番遅番のシフト勤務となっている。

令和6年3月31日現在の蔵書数及び令和5年度の貸出冊数は、次の表のとおりである。なお、能美図書室に所蔵していないものについては、所蔵している図書館から借り受けて貸出しを行っている。

能美図書館は、開館してから間もなく20周年を迎える。

本の貸出しのほかに、これまで、蔵書を活用した読書会やおはなし会、また読み聞かせをする人のための勉強会、アート、楽器演奏、ボランティア活動等様々な活動も行われている。

蔵書数（令和6年3月31日現在）及び貸出冊数（令和5年度）

区分	一般図書	児童図書	CD	紙芝居	郷土資料	DVD	雑誌	ビデオテープ
蔵書数	29,646	12,483	498	229	625	687	878	213
貸出冊数	21,225	8,679	586	76	41	1,385	1,826	-

#### （ア） 事務の執行について

出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類及び購入備品を確認した結果、適正に処理されていた。

#### （イ） 施設の管理運営について

館内の整理整頓は、おおむね良好で適正に管理されていた。また、地域の方が定期的に季節の花木を生けて館内のところどころに飾ってあり、地域から愛される図書館であることがうかがえた。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

## 第7　まとめ

今回の定期監査及び行政監査では、対象とした28か所の施設等について、監査資料の審査と現地での説明聴取、関係諸帳簿等の照合・検査、管理状況等の確認を実施しました。

監査の結果、指摘事項及び法第199条第10項の規定による意見に該当するものではなく、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

また、軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に改善を求め、すぐに対応が可能なものについては、改善の報告を受けました。

さて、令和5年度も公共施設の再編整備、施設の集約化による施設の更新が実施されており、飛渡瀬交流プラザと、切串交流プラザ及び認定こども園きりくしの複合施設が完成しています。交流プラザは、地域活動や生涯学習活動の拠点として稼働しており、市民が安心して利用できる施設となっています。これからも施設の利用を増やす取組を行い、施設を有効に活用していただきたいと思います。

切串交流プラザ及び認定こども園きりくしは、複合化したことにより、交流プラザ利用者や子どもなど地域住民の日常的な交流が生まれることも期待できます。

本市において、これまで公共施設やインフラ施設等を数多く建設・整備してきましたが、これらの公共施設等は、建設後の経過年数から老朽化が進み、日常の維持管理費に加え、保全や更新等には多額の費用が必要となることから、財政を圧迫することが予想されています。

また、交流プラザに限らず公共施設等の整備や更新は、地域を活性化するものですが、人口減少や少子高齢化の進展等に伴う人口構造の変化により、公共施設等の需要も変化していくと考えられます。合併特例債の発行期限を間近に控えており、今後も有利な起債による後年の負担軽減や財源確保に努め、次世代の負担も考えながら長い視点に立って、整備、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に取り組まれることを望みます。

次に、施設の管理運営について、2点の注意事項があります。

1点目は、防犯カメラの管理運用についてです。

本市では、犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として、特定の場所に防犯カメラを設置しています。

実査した交流プラザ、学校や認定こども園等の防犯カメラは、記録装置が防犯カメラ本体に内蔵されているタイプでした。

動作確認については、防犯カメラ本体から映像を記録した電磁的記録媒体 (SDカード等)を取り出して、パソコン等で映像の確認を行い、有効に作動しているかを定期的に確認する必要があります。

この度、防犯カメラの動作確認を行っていない施設や、防犯カメラが適切な方向に向いていない設置箇所も見受けられたので、適切に管理運用し、防犯カメラを有効に活用してください。

2点目は、公共施設の鍵管理についてです。

本市は、多くの公共施設が設置されています。公共施設は、それぞれ住民の福祉を増進

する目的をもってその利用に供されており、市民が安心して安全に利用できるように整備され、多くの市民に利用されています。

公共施設の鍵の管理については、毎回対象施設において、提出された資料に基づき聞き取りをしているところです。

また、毎月の例月現金出納検査では、支出命令書等を審査していますが、その中で公共施設の合鍵を複数購入しているものが見受けられます。

合鍵は、購入費用が安価で、消耗品として複数購入していますが、これらの合鍵は、公共施設の安全と秩序、財産を保護する上で重要なものです。そのため、適切な管理が必要だという観点から、その都度、担当課に合鍵購入の理由や、合鍵は誰が何本持っているかを把握しているか、合鍵の貸与や譲与の状況を記した鍵管理台帳があるか、合鍵を貸与又は譲与する際に交わす書面等の有無などを確認しています。

合鍵の貸与や譲与の理由は、主に4つで、①職務上（施設職員又は施設管理受託者）、②避難所運営（避難所担当者及び自治会関係者）、③まちづくり協議会の事務所・施設利用（まちづくり協議会関係者）④施設利用（無人施設等の施設利用者）等です。

公共施設の鍵管理については、統一したルールはなく、担当課に任せられており、そのため、施設ごとの合鍵の本数や、合鍵の所持者が分かりにくい状態が生じています。

また、最近では、暗証番号を入力して開錠する鍵ボックスを設置している施設があります。この鍵ボックスの中に合鍵が入っていますが、暗証番号を定期的に変更するよう特に注意してください。

施設の管理責任者は、万が一施設で紛失等が生じた際には、管理責任を問われることがあります。今後は、危機管理の観点からも、合鍵の購入、合鍵の貸与又は譲与する場合の対応、鍵管理台帳の整備など、公共施設の鍵管理に関する統一的なルールについて検討していただきたいと思います。

最後に、担当課職員をはじめ関係各位の御協力により、順調に監査を実施できましたことに感謝します。